

件 名	堺市社会的養育推進計画（案）の策定について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	<p>【経過】</p> <p>平成 27 年 3 月 「第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画（堺市）」を策定。 計画期間：平成 27 年度～41 年度</p> <p>平成 28 年度 児童福祉法改正（子どもが権利の主体であることを位置づけ、子どもの家庭養育優先原則を明記）</p> <p>平成 29 年 8 月 改正児童福祉法に基づき、国が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめ。</p> <p>平成 30 年 12 月～堺市社会的養育推進計画懇話会（座長：大阪府立大学伊藤嘉余子教授）において計画内容について審議</p>
対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）	<p>【計画策定の趣旨】</p> <p>「新しい社会的養育ビジョン」の方向性と堺市の現状を踏まえて、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示し、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を計画的かつ速やかに推進することを目的に策定。</p> <p>【計画期間】：令和 2 年度～11 年度</p> <p>【計画内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出。 ◆里親等委託率の目標を設定。 ◆子どもの最善の利益の実現に向けて、次の 8 項目の取組を推進。 <ol style="list-style-type: none"> 1 当事者である子どもの権利擁護の取組 2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 3 里親等への委託の推進に向けた取組 4 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 6 一時保護改革に向けた取組 7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 8 児童相談所の強化等に向けた取組 <p>【今後のスケジュール】</p> <p>令和 2 年 1～2 月 「計画（案）」に対するパブリックコメントの実施</p> <p>令和 2 年 3 月 計画策定</p> <p>令和 2 年 5 月議会 議会の議決すべき事件等に関する条例に基づく議会報告</p>
効 果 の 想 定	子どもの家庭養育優先の推進
関 係 局 と の 政 策 連 携	

堺市社会的養育推進計画概要版（案）

計画策定の趣旨

平成28年に児童福祉法等が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことにより、平成29年8月に国が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめました。

本計画は、新しい社会的養育ビジョンの方向性と堺市の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示し、子どもの最善の利益の実現に向けた取組を計画的かつ速やかに推進することを目的に策定します。

計画の位置づけ

平成27年3月に策定した「第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画（堺市）」（平成27年度からの15年計画）を全面的に見直し、令和元年度中に新たな計画として策定します。

関連計画

本計画は、堺市の子どもとその家族に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れ目のない子ども子育て施策を総合的に推進する計画として策定する「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年3月策定）の内容と整合を図りながら策定します。

計画の推進にあたっては、同プランに掲載されている事業との連携・調和を図りながら取り組みます。

計画の期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

①代替養育を必要とする子ども数は、児童人口及び社会的養護児童数の実績並びに将来推計児童人口を基に算出した「将来推計社会的養護児童数」から「児童自立支援施設及び児童心理治療施設入所児童数」を差し引いて見込んでいます。

②里親等委託が必要な子ども数は、医療的ケアの必要性や行動の問題等により、里親家庭やファミリーホームでの養育が困難な子ども等に留意する必要がある場合に用いる国の算式により算出しています。

（単位：人）

年 度		H30 (現状値)	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
代替養育を必要とする子ども数		322	333	331	329	326	325	323	320	318	316	313	312
内 訳	里親等委託が必要な子ども数	40	188	187	185	183	183	182	180	179	178	177	175
	施設で養育が必要な子ども数	282	145	144	144	143	142	141	140	139	138	136	137

子どもの最善の利益の実現に向けた主な取組

子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、次の8項目の取組を推進します。

項目	主な取組内容
1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護に関する施策や施設等で暮らす子どもの権利を守る方策を検討する際に、当事者である子どもから聞き取りを実施。 国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護に関する新たな仕組みの構築について検討。
2 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員等の体制強化を図りつつ、令和4年度を目途に子ども家庭総合支援拠点の設置を推進。 児童家庭支援センターの専門性を生かして、子ども相談所、各区の子育て支援課等を補完する事業を強化。
3 里親等への委託の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や経験を伝えることができる里親会との協働により、子育てや社会貢献に関心のある層へ働きかけ、新規の里親開拓を推進。 改修費補助制度を活用しファミリーホームの設置を促進。
4 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 親権者が行方不明や死亡等で、意向確認が困難な場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。 医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。
5 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 本体施設の近隣に地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアの設置を促進。 本体施設において、心理職や看護師等の専門職の配置を充実しケアニーズの高い子どもの複雑な行動上の問題等の解消を図る。
6 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護所へ入所する子どもの更なる増加に対応するため、一時保護所を増築し、受入れ枠を確保する。 一時保護を安定的に受け入れるため、児童養護施設に一時保護専用スペースを設ける。
7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 就学者自立生活援助事業の対象者の状況を把握し、実施予定時期や実施メニューを検討。 選択肢を増やすために、就学についての相談支援を手厚く実施する。
8 児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和2～4年度の3年間で、児童福祉司及び児童心理司を増員し、100人体制に拡充。 警察との連携を強化。

目標の設定

①令和11年度における里親等委託の子ども数及び里親等委託率の目標値

区分	H30 (現状値)	R 6	R11	(R21)
代替養育を必要とする子ども数	322人	323人	312人	312人
里親等委託の子ども数	40人	75人	110人	175人
里親等委託率	12.4%	23.2%	35.3%	56.1%

※ 国の算式にて算出した令和11年度の里親等委託が必要な子ども数（理想値）は、175人ですが、本市の現状（里親等委託子ども数や登録里親数の増加率等）を勘案し、毎年7人ずつ増える計算で、110人を目標値とします。なお、令和21年度を目途に175人の委託を推進します。

②里親等委託先の確保数の目標値

区分	H30 (現状値)	R 6	R11
登録里親数	74組	122組	172組
ファミリーホーム	箇所数	1箇所	3箇所
	確保数	6人	15人

※ 左欄3の取組により、登録里親を毎年10人ずつ増やすとともに、ファミリーホームの設置を促進し、里親等委託先を確保します。

③令和11年度における施設種別の子ども数及び確保数等の目標値

区分		H30 (現状値)	R11
施設で養育が必要な子ども数	子ども数	282人	202人
	確保数	312人	282人
施設種別内訳	地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア	箇所数	12箇所
		子ども数	60人
		確保数	72人
		箇所数	4箇所
	本体施設	子ども数	142人
		確保数	210人

※ 左欄5の取組により施設の小規模かつ地域分散化を推進します。

堺市社会的養育推進計画

案

令和2年3月
堺市

目 次

1	堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2
3	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	4
4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	7
5	里親等への委託の推進に向けた取組	10
6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	11
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	12
8	一時保護改革に向けた取組	14
9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	17
10	児童相談所の強化等に向けた取組	18
11	検討経過	19

1 堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正児童福祉法」という。）では、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記された。

国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合にはパーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、里親等への委託を進めることとされた。そして、これらが適当でない場合には、小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。

また、改正児童福祉法を受けて、平成29年8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、フォスタリング機関の整備と合わせ、里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を行うことにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現することが示された。

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市では、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方に沿って、既存の都道府県推進計画（平成27年度からの15年計画）を全面的に見直し、新たな計画として、令和元年度中に「社会的養育推進計画」を策定することが求められている。

本市では、平成27年3月に策定した「第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画（堺市））」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と本市の現状を踏まえて、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「堺市社会的養育推進計画」を策定した。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和11年度を終期とし、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図るものとする。

(3) 他の計画との関係

本計画の内容は、本市の子どもとその家族に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れ目のない子ども子育て施策を総合的に推進する計画として策定された「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和2年3月策定）の内容と整合を図っている。計画の推進にあたっては、同プランに掲載されている事業との連携・調和を図りながら取り組む。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）子どもからの意見聴取

<現状>

措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策として、以下の取組を行っている。

①「子どもの権利ノート」ハンドブックの活用

子ども相談所と児童養護施設の職員がハンドブックを活用し、子どもの健やかな成長や自立を支援している。

②「児童援助計画」及び「自立支援計画」の作成

子ども相談所は、個々の子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、具体的で実効性のある指針として「児童援助計画」を作成し、施設は、「児童援助計画」に基づき「自立支援計画」を作成し、援助を行っている。

③代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際の取組

児童養護施設等への措置をする場合は、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする施設の名称、所在地、施設の特色、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に説明している。

④子ども相談所による児童養護施設等在籍児童の状況調査

子ども相談所が年1回程度、児童養護施設等へ訪問調査を実施し、児童福祉司と施設職員で「自立支援計画」の見直しを行う。子どもとも個別に面接を行い、子どもの意見も計画に取り入れられるようにしている。

⑤苦情解決の推進

児童養護施設に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、苦情を聴き、解決に努めている。また、施設職員以外の第三者が「苦情相談員」や「苦情調整委員」として、苦情解決のために適切な対応を行っている。また、苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置、児童自治会、個別面接、日記指導等により、子どもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを支援している。

⑥ライフストーリーワークの実施

子どもの理解度に合わせた正確な入所理由を、子どもと家族、子ども相談所、施設が丁寧に共有するために、ライフストーリーワークを実施し、子どもと家族が接点を持ち続けられるように支援している。

⑦子どもの権利擁護に関する研修

被措置児童等虐待を予防・防止するため、事案への対応方法や施設職員の意識向上につなげるための研修等を行い、人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知している。また、子ども間の人権侵害事案を抑制するために施設に入所している子どもに対する研修を実施している。

<課題>

①「子どもの権利ノート」ハンドブックにおいて、里子に関する権利擁護の視点が入っていない。子どもと普段接する者が、意見をしっかりと酌み取る必要がある。

②ライフストーリーワークについては、必要に応じてケース選定を行い実施しているが、全てのケースで実施していない。

③外部有識者による子ども相談所の運営等に関する評価・助言を実施しているが、一時保護所の評価検証において、施設に入所している子どもの意見聴取や現地視察は行っていない。

<今後の取組>

①「子どもの権利ノート」ハンドブックの改訂

里子に関する権利擁護の視点を加える。改訂にあたり、社会的養護経験者や施設に入所している子ども（里子含む）に対して生活に関するアンケート等を実施し、他の指針（児童相談所運営指針等）と整合性を図りながら改善を行う。

また、子どもにとって身近な存在である、子ども相談所及び施設職員が、更に子どもから意見聴取ができる取組を充実する。

②ライフストーリーワークの充実

施設に入所している子ども全員にライフストーリーワークを実施する仕組みを構築する。

③一時保護所における第三者評価制度の構築

一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度を整備する。

(2) 施策を検討する際の子どもからの意見聴取

<現状>

施設を退所した子どものアフターケアを考えるうえで、児童養護施設退所児童の実態調査（大阪府・大阪市・堺市合同）を行い、施設を退所した子どもへの意見聴取を実施している。

<課題>

施設職員や行政等の支援者では気付くことができない課題を、当事者からの意見を十分聴取できていない。

<今後の取組>

社会的養護に関する施策や権利擁護を検討する際に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）から聞き取りを実施する。措置先（委託先）の児童養護施設や里親等から対象者を選定し、アンケート調査又はインタビューを行う。

(3) 第三者支援による子どもからの意見聴取

<現状>

①「子どもたちへの大切なお知らせ」の配付

児童養護施設等で暮らす子どもが施設職員や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡・相談先を記載した冊子「子どもたちへの大切なお知らせ」を配付している。電話で連絡できない場合は、葉書で相談できるようになっている。

②さかい子ども相談フリーダイヤル

上記の冊子に記載している連絡先で、休日や夜間も連絡が可能となっている。

③児童養護施設の第三者委員

上記の冊子に児童養護施設の第三者委員名簿を記載している。児童養護施設においては玄関等のわかりやすい場所に掲示している。

<課題>

子どもが安心して意見表明するためには、子ども相談所や施設の職員以外の第三者と良好な関係を築き、つながりを持っていることが重要である。

<今後の取組>

①安心して「意見表明できること」を子どもに周知する。

②施設の第三者委員が施設に入所している子どもと一緒に食事をするなど、日常的な交流の仕方を検討する。

③国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護に関する新たな仕組みの構築について検討する。

3 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 子育て世代包括支援センターの設置

<現状>

本市では平成27年度、全区に子育て世代包括支援センターを設置した。

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行っている。

(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置

<現状>

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点機能であり、本市では各区子育て支援課がその機能を有している。

<課題>

本市では、各区子育て支援課が拠点機能を有しているが、相談員等の配置人数等において、国の配置基準に到達していない。

<今後の取組>

家庭相談員等の体制強化を図りつつ、令和4年度を目途に子ども家庭総合支援拠点の設置を推進する。

(3) 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成

<現状>

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者に、調整担当者研修を平成29年度から実施している。その他、能力向上研修（年5回程度開催し、幅広い専門知識の習得及び相談技術の向上をめざす研修）を実施している。

<課題>

子ども家庭総合支援に携わる人材は全てその到達目標を達成すべく知識や技能を向上させる必要がある。

<今後の取組>

要保護児童対策調整機関に新たに配属された職員に対し、調整担当者研修の受講を義務付けるとともに、子ども家庭総合支援に携わる職員に対しても調整担当者研修の受講を促す。

(4) 支援メニューの充実（ショートステイ・トワイライトステイ）

<現状>

① ショートステイ・トワイライトステイが利用可能な施設（計6箇所）

堺区	中区	北区	市外
母子生活支援施設 1箇所	児童養護施設 3箇所	児童養護施設 1箇所	乳児院 1箇所

②ショートステイ（短期入所生活援助事業）利用実績

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
世帯数	1 6 世帯	2 4 世帯	2 1 世帯	2 3 世帯	3 0 世帯
子ども数	2 9 人	4 6 人	3 9 人	3 7 人	4 6 人
延べ利用日数	3 0 9 日	5 1 7 日	4 5 9 日	2 4 5 日	4 5 3 日

③トワイライトステイ（夜間養護等事業）利用実績

年度		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
世帯数	夜間養護	2 世帯	2 世帯	5 世帯	9 世帯	8 世帯
	休日預かり	4 世帯	5 世帯	8 世帯	1 3 世帯	1 6 世帯
子ども数	夜間養護	5 人	3 人	7 人	1 3 人	1 1 人
	休日預かり	7 人	7 人	9 人	1 5 人	2 0 人
延べ利用日数	夜間養護	4 日	1 3 6 日	1 9 7 日	1 9 9 日	3 6 3 日
	休日預かり	3 0 日	4 8 日	6 3 日	6 3 日	2 1 3 日
	計	3 4 日	1 8 4 日	2 6 0 日	2 6 2 日	5 7 6 日

<課題>

- ①児童養護施設の入所状況等により、ショートステイ・トワイライトステイが利用できない場合がある。
- ②ショートステイ・トワイライトステイの利用可能な施設が市内に偏在している。

<今後の取組>

- ①児童養護施設の小規模化かつ地域分散化によって生じる本体施設のスペースを生かした多機能化の取組としてのショートステイ・トワイライトステイの枠を確保する。
- ②週末里親及び民間団体を活用する。

[参考] 週末里親活動実績

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
週末里親数	4 9 組	5 6 組	5 7 組	6 2 組	6 6 組
活動里親数	2 2 組	2 4 組	2 6 組	2 5 組	2 4 組
利用子ども数	3 0 人	3 0 人	3 4 人	3 1 人	3 1 人

(5) 母子生活支援施設の活用

<現状>

本市の母子生活支援施設は、他市から避難してきた母子が中心であり、母子の日常生活支援、子育て支援、地域での自立生活を見据えた就労支援、学習支援を実施している。

<課題>

これまでの母子保健を中心とした相談体制に加え、妊娠期から出産後の親子を継続的に支援する社会的養護体制を整備する必要がある。

<今後の取組>

既存の母子生活支援施設を活用し、特定妊婦の入所支援を行う。

(6) 児童家庭支援センターの機能強化

<現状>

本市では、平成19年度に児童家庭支援センターを設置し、次の業務を行っている。

業務内容

- ①相談事業
- ②グループワーク・集団指導（子どもを育てる親を支援するプログラム等）
- ③子ども相談所からの指導委託
- ④里親等への支援
- ⑤関係機関等との連携・連絡調整
- ⑥DV被害で避難された避難児と保護者への心理ケア
- ⑦乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の家庭への訪問

<課題>

虐待相談対応件数が増加する中で、児童家庭支援センターは地域に応じた役割を果たすことが求められる。

<今後の取組>

- ①児童家庭支援センターの専門性を生かして、子ども相談所、各区の子育て支援課等を補完する事業を強化する。
- ②子ども相談所からの指導委託件数の増加を図る。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）

平成18～29年度の児童人口及び社会的養護児童数の実績に基づき回帰分析を行い、表1の将来推計年齢別児童人口を基に、表2の将来推計年齢別社会的養護児童数を算出した。

表2の6～17歳には、表3の児童自立支援施設及び児童心理治療施設入所児童が含まれるため、これらの児童数を差し引き、表4の代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）を算出した。

表1 将来推計年齢別児童人口 (単位：人)

年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
R元	19,198	20,480	92,817	132,495
R2	18,775	20,296	91,144	130,215
R3	18,694	19,595	89,732	128,021
R4	18,637	18,943	88,168	125,748
R5	18,276	18,531	86,770	123,577
R6	17,891	18,448	85,188	121,527
R7	17,516	18,384	83,131	119,031
R8	17,164	18,021	81,583	116,768
R9	16,862	17,637	79,870	114,369
R10	16,578	17,265	78,137	111,980
R11	16,327	16,912	76,507	109,746

表2 将来推計年齢別社会的養護子ども数 (単位：人)

年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
R元	52	55	249	356
R2	51	55	248	354
R3	51	54	247	352
R4	52	53	245	349
R5	51	52	244	347
R6	51	52	242	345
R7	50	53	239	342
R8	50	52	238	340
R9	50	52	236	338
R10	50	52	234	335
R11	50	51	232	333

表3 児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所が妥当と考えられる子ども数（推計） (単位：人)

年度	6～17歳
R元	23
R2	23
R3	23
R4	23
R5	22
R6	22
R7	22
R8	22
R9	22
R10	22
R11	21

表4 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別） (単位：人)

年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
R元	52	55	226	333
R2	51	55	225	331
R3	51	54	224	329
R4	52	53	222	326
R5	51	52	221	325
R6	51	52	220	323
R7	50	53	217	320
R8	50	52	216	318
R9	50	52	214	316
R10	50	52	212	313
R11	50	51	211	312

(2) 里親等委託が必要な子どもの割合(国の要領で示された算式1及び算式2を用いた見込み)

算式1：0～2歳63%、3～5歳71%、6～17歳63%、全体約64%

算式2：0～2歳75%、3～5歳60%、6～17歳52%、全体約56%

(3) 里親等委託が必要な子ども数 <理想値>

里親等委託が必要な子ども数の算出にあたっては、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意する必要がある場合に用いる算式2により算出した。

令和11年度に里親等委託が必要な子ども数は、175人となる。(表5)

表4と表5の数値の差が、施設で養育が必要な子ども数となる。(表6)

表5 里親等委託が必要な子ども数 (単位：人)

年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
R元	38	33	117	188
R2	38	33	116	187
R3	38	32	115	185
R4	38	31	114	183
R5	38	31	114	183
R6	38	31	113	182
R7	38	31	113	182
R8	37	31	111	179
R9	37	31	110	178
R10	37	31	109	177
R11	37	30	108	175

表6 施設で養育が必要な子ども数 (単位：人)

年度	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
R元	14	22	109	145
R2	13	22	109	144
R3	13	22	109	144
R4	14	22	108	143
R5	13	21	107	142
R6	13	21	107	141
R7	13	22	105	140
R8	13	21	105	139
R9	13	21	104	138
R10	13	21	103	136
R11	13	21	103	137

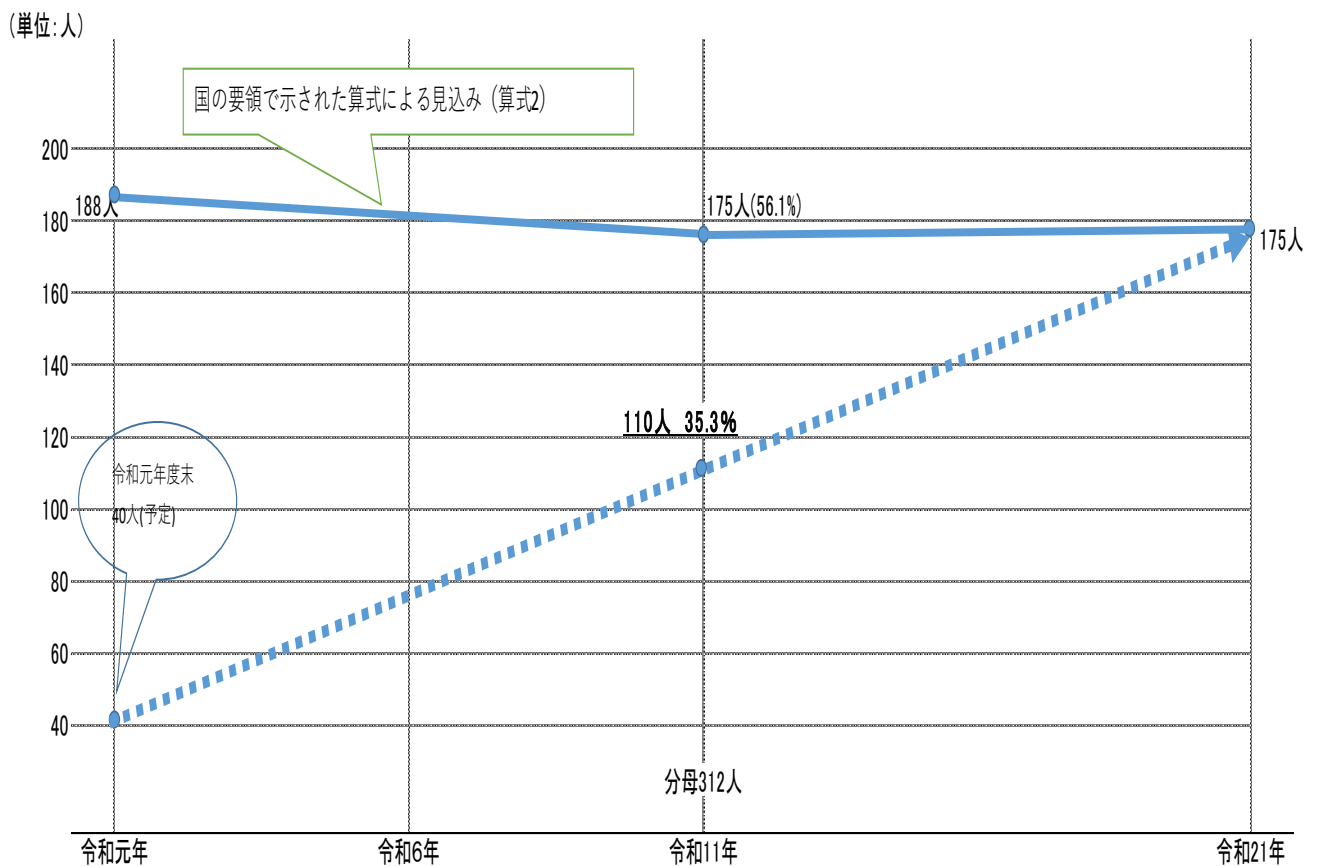
(4) 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲 (図1)

平成28～30年度の里親委託子ども数は毎年6人ずつ増加しており、ファミリーホームの増設や、家庭的養育優先原則の実現に向けた取組により、今後、毎年7人ずつ増加していくものとした場合、令和元年度から概ね20年で理想値の175人に到達する。

これによると、令和11年度の目標は、110人となり、里親委託率は35.3%となる。

この目標を達成するため、委託等に必要な登録里親やファミリーホームの確保、里親委託に同意しない親への働きかけ、未委託里親の活用、民間機関の積極的な活用等を推進する。

図1 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲



5 里親等への委託の推進に向けた取組

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

<現状>

- ①子ども相談所をフォスタリング機関に位置づけ、業務を行っている。
- ②里親制度の啓発・里親のリクルート（シンポジウム、地域相談会、短期養育里親説明会等を実施し、里親候補者を開拓）、アセスメント（里親希望者への面接、調査、家庭訪問）、里親登録前研修、認定登録（里親審査部会に関する事務）、マッチング、委託中・解除後支援（里親家庭訪問、里親同士の交流支援、研修）、未委託里親の支援（実技研修等、里親同士の交流支援）、里親会への支援、週末里親事業（研修、登録、マッチング）等の業務を実施しており、その業務の一部で民間の相談支援機関を活用している。

<課題>

- ①里親等への委託の推進に向けた更なる取組が必要である。
- ②里親委託子ども数が増えてきており、里親のアセスメント、委託後の支援等の子ども相談所の業務量が増加している。特に里親委託解除後の支援については、措置機関である子ども相談所以外の複層的な支援、レスパイト機能の充実や「家庭養育優先原則」を踏まえた家族再統合に向けた支援、特別養子縁組成立後の支援が必要である。ただし、フォスタリング業務を包括的に担う民間の相談支援機関は全国的に少ない。
- ③里親委託率を向上させるためには、未委託里親の更なる活用が必要である。

<今後の取組>

- ①ノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や経験を伝えることができる里親会との協働により、子育てや社会貢献に関心のある層へ働きかけ、新規の里親開拓を推進する。また、改修費補助制度を活用しファミリーホームの設置を促進する。
- ②フォスタリング業務の包括的な実施に向けて、アセスメント、里親認定登録業務、子どもとのマッチング、里親委託後の支援等において民間の相談支援機関を活用する。
- ③未委託里親や短期養育里親等を活用し、レスパイト機能を持たせ、不調にならないように支援を行う。また、未委託里親や乳児を希望する里親への実技研修等をニーズに合わせて実施し、いつでも受託できる受け入れ体制を整備する。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

①委託子ども数（年齢は3月31日現在） （単位：人）

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
平成30年度	14	8	18	40
令和6年度	16	13	46	75
令和11年度	23	19	68	110

②里親委託率（年齢は3月31日現在） （単位：%）

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
平成30年度	37.8	15.6	7.6	12.4
令和6年度	31.4	25.0	20.9	23.2
令和11年度	46.0	37.2	32.3	35.3

③新たに確保が必要な里親数等（3月31日現在）

区分	里親		ファミリーホーム	
	登録里親数	委託子ども数	設置箇所数	措置子ども数
平成30年度	74組	34人	1箇所	6人
令和6年度	122組	60人	3箇所	15人
令和11年度	172組	85人	5箇所	25人

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

<現状>

- ①子ども相談所における特別養子縁組の検討対象となる子ども数
平成30年度調査 17人
- ②パーマネンシー保障への取組
子ども相談所の児童担当者と里親担当者が連携し、里親担当者が実親へ養子縁組制度の説明を行い、承諾を得ることで、家族再統合の目途のない子どもに対し、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障に努めている。
- ③愛の手運動
全国の里親希望者とのマッチング機会を増やすため、公益社団法人家庭養護促進協会と提携、毎日新聞へ養子縁組を検討している子どもの掲載を委託している。
- ④民間の養子縁組あっせん団体と連携
実親のニーズを把握し、養子縁組の対象となる子どもが、あっせんを受けた養親家庭でも引き続き支援を受けられるように養親を管轄する児童相談所へ情報提供する。
- ⑤医療機関との連携
養子縁組里親等の希望者に対し、医療機関で乳児の養育実習を実施している。

<課題>

- ①未委託の養子縁組里親へ委託を推進する必要がある。
- ②里親、子どもの双方にとって望ましい、生後間もない時期からの委託を推進する必要がある。
- ③養子縁組里親希望者の多くは、乳幼児委託を希望しているが、子育て経験者が少ない。
- ④特別養子縁組成立後も支援が途切れないようにする必要がある。

<今後の取組>

- ①児童養護施設と連携し、養育実習などの実施や法定外の研修の場を設けるとともに、実親や親権者が行方不明や死亡等で、意向確認が困難な場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。
- ②医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。また、里親委託中から保健・福祉サービスを紹介するとともに、育児手技を提供する等、継続した支援を行う。
- ③乳幼児と直接、接する実習を行うため、乳児院や乳児ホーム等の実習が可能な施設を新たに開拓する。
- ④特別養子縁組成立後の支援については、年齢制限が引き上げられたことに伴い養育里親から変更することも視野に入れた支援を実施する。また、養親同士が交流支援できる仕組み（ピアサポート）を検討する。

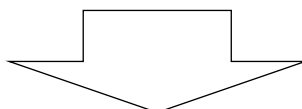
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

令和11年度 137人(表6のとおり)

①平成30年度施設等別の子ども数及び確保数 (単位:人)

区 分		子ども数	確 保 数
施 設	児童養護(地域・分園)	21	22
	児童養護(本体)	261	290
	計	282	312
里親等		40	74
合 計		322	386



②令和11年度施設等別の子ども数及び確保数 (単位:人)

区 分		子ども数	確 保 数
施 設	児童養護(地域・分園)	60	72
	児童養護(本体)	142	210
	計	202	282
里親等		110	197
合 計		312	479

※上表は、既存施設を基に算出したもの。

(2) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

<現状>

堺市内の児童養護施設において、本体施設以外に、地域小規模児童養護施設1箇所、分園型小規模グループケア2箇所、乳児棟1箇所を設置している。

ケアニーズが高い子どもへの支援は、堺市管の児童養護施設を中心に取り組んでいる。

<課題>

- ①「できる限り良好な家庭環境」をめざすにあたっての地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置を更に促進する必要がある。
- ②地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置を促進するが、児童養護施設に措置されている子どもの多くは、虐待等の不適切な養育により、トラウマ関連障害やアタッチメント(愛着)に関する問題を抱えている子どもが多い。また、児童心理治療施設等がない本市におけるケアニーズが高い子どもへの支援を行う必要がある。
- ③一時保護委託が増加傾向にあるため、施設において一時保護委託の受け入れ枠を確保する必要がある。
- ④施設が、里親支援機関や里親と協働する等の里親支援機能の更なる充実を図る必要がある。
- ⑤年長児等で家庭復帰等へつなぐことが困難な子どもに対する適切な自立支援及びアフターケアを実施する必要がある。

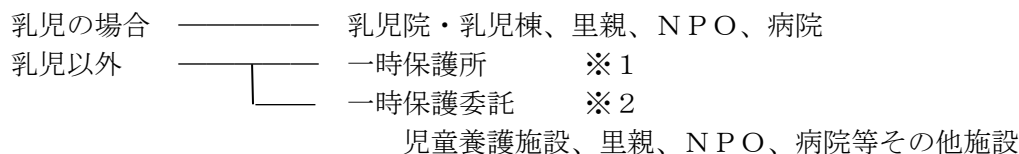
<今後の取組>

- ① 本体施設の近隣への地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアの設置を促進する。
- ② 本体施設において、心理職や看護師などの専門職の配置を充実しケアニーズが非常に高い子どもの複雑な行動上の問題等を解消できるよう支援する。また、保育士・児童指導員の配置等についても充実する。地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、養育に求められる技能の高度化に対して研修等を推奨し、人員配置の充実を図るとともに、職員間の連携を図り、孤立化を防ぐ。
- ③ 措置入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮するとともに、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護を実施するための一時保護専用施設の設置を検討する。また、乳児の一時保護機能を充実させ、緊急一時保護に対応できる体制を整える。
- ④ フォスタリングについては、子ども相談所若しくは民間機関を中心とした包括的实施体制の方向性等を見据えて、施設（里親支援専門相談員を含む）における里親支援の役割を整理し、質の高い里親養育体制を確立していく。
- ⑤ 施設を退所した後に、困ったときの相談相手が施設職員であることの割合が高いため、国の予算措置等の動向も視野に入れながら、自立支援専門相談員の配置を検討し、アフターケアの充実を図っていく。

8 一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護の受け入れ先の状況

<受け入れ先>



※1 一時保護所へ入所する子ども

①緊急保護が必要な子ども

(例) 「子どもの命と最低限の生活保障」を行う必要があると判断するもの
虐待通告により職権で保護した子ども
家出を繰り返し犯罪に巻き込まれる可能性のある非行の子ども
「虐待してしまいそう」という逼迫した相談
深夜放置されている幼児を保護

②行動観察が必要な子ども

(例) 日々の生活を観察し、心理判定等が必要な子ども
投薬や医療機関の受診等の的確な診断が必要な子ども
児童養護施設等で不適応を起こした子ども

※2 一時保護委託する子ども

①保護者の病気等により、単純養護が必要な子ども

②自分自身で通学が可能な高校生

③一時保護所でのアセスメントを受けた子どもで、子どもの処遇の方向性や適性に合わせて一時保護委託が適当である子ども

(2) 一時保護所の必要定員数、児童養護施設等における一時保護委託数の確保

【一時保護所の必要定員数】

<現状>

①入所子ども数の推移（年間平均）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
1日あたり	14.1人	15.6人	16.6人	17.1人	22.5人
1人あたり	23.2日	20.6日	22.8日	24.5日	27.3日

<課題>

①虐待相談件数の増加に伴い、緊急一時保護（安全確保）が増え、定員数を超過した入所状況となっていたため、令和元年度に定員を20人から24人に増員したが、今後も増加が見込まれる。また、児童福祉施設への措置入所ができず、やむを得ず一時保護所での入所が長期化するケースもあり、更なる定員数を確保する必要がある。

②不適切な養育によってダメージを受けた子どもの入所が多く、さまざまな問題行動や身体的・精神的症状を呈するため、個別に処遇を行う必要がある。

<今後の取組>

①一時保護所へ入所する子どもの更なる増加に対応するため、一時保護所を増築し、受入れ枠を確保する。

②一時保護所においては、子どもの安全確保やアセスメントという目的を達成するとともに、子どもの精神状態を把握し、その心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

【児童養護施設等における一時保護委託の確保数】

<現状>

①一時保護委託件数（委託解除の際に在籍していた施設等を示す。）（単位：件）

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
児童養護施設	1 4	2 9	4 3	4 4	5 0
乳児院	1 5	1 6	1 3	1 7	9
里親	6	3	3	0	1 4

<課題>

- ①児童養護施設の委託件数が伸びており、今後も受け入れ枠の確保が必要である。また、各施設の定員内で入所枠があるものの、ユニット単位で養育を行うため、子どもの年齢や性別によって委託できない場合がある。
- ②乳児の一時保護委託の受け入れ先について、乳児院への入所調整が困難であるため、受け入れ枠を確保する必要がある。

<今後の取組>

- ①安定的な一時保護の受け入れ体制を整備するため、児童養護施設への一時保護専用施設の設置を促進する。また、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮するとともに、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護を実施する。
- ②児童養護施設の乳児ホーム（乳児棟）への委託を推進しつつ、里親募集やリクルートを進める中で、特に乳幼児の受け入れをイメージした広報・啓発を行うことにより、一時保護委託が可能な里親を確保する。

(3) 一時保護の環境及び体制整備

<現状>

- ①一時保護所のハード面（居室、設備等）の現状は、児童養護施設の設備運営基準を満たしている。ソフト面においても、“居心地の良さ”を重視した生活支援・治療的ケアの実践は、対外的にも高い評価を得ている。
- ②充実した個別対応を可能にするため、1階に個別対応用居室を整備している。また、学習指導員を配置している。
- ③児童養護施設等における一時保護委託については、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障し、子どもの意見を聞きながら子どもの外出や通学を認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう努めている。

<課題>

- ①一時保護所の入所（在籍）状況は、長期化及び定員超過の傾向があり、子どもへの支援・ケアの質を確保するためにも、養育環境を充実させる必要がある。
- ②一時保護委託の増加に伴い、受け入れる施設の職員の人材育成の必要がある。

<今後の取組>

- ①一時保護所の専門性向上に向けた人材育成及び勤務体制等を整備する。
- ②施設職員に対して、一時保護委託に関連した研修等の実施を検討する。

(4) 一時保護された子どもの権利擁護

<現状>

- ①一時保護に際して、児童福祉司が子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、一時保護中の面会や通信の制限などの処遇についても丁寧に説明している。
- ②子どもの権利や施設生活の規則等について、子どもの年齢や状態に応じ丁寧に説明している。意見箱を設置したり、子ども間で暴力等の被害にあったときの相談方法を記載したポスターを掲示している。
- ③一時保護を決定した際には、保護者に速やかに通知するとともに不服申し立ての手続きについて適切に説明を行っている。

<課題>

一時保護された子どもの立場に立った質の高い支援を行うため、一時保護所において、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行う必要がある。

<今後の取組>

- ①一時保護ガイドラインにある第三者評価の趣旨を踏まえて、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして機能する第三者評価制度を整備する。
- ②一時保護所の更なる処遇等の改善に向けて、退所する子どもを対象にアンケートを実施する。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

<現状>

施設退所前等の自立支援に関して、以下の取組を実施している。

(1) 社会的養護自立支援事業の取組

①社会的養護自立支援業務

業務委託により支援コーディネーター等を配置し、継続的な支援の計画、生活相談等を実施している。また、「ビジネスマナー」・「話し方」等、生活を始める上で必要な知識、生活技能等を修得するための支援を実施している。

②堺市社会的養護自立支援事業費補助金

自立のために特に支援の必要性が高い者に対して、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、安定的な住まいの確保等、必要な支援（居住費・生活費）を実施している。

(2) 児童養護施設等におけるリービングケア・アフターケアの取組

①さかいアフターケアセンター事業

施設を退所した子どもが堺市で就職し、その後も定着できるように、関係機関と連携しながら地域に根差した支援を児童家庭支援センターが実施している。

②身元保証人確保対策事業

子どもの自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担している。

③児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（大阪府実施事業）

住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援している。

④児童養護施設におけるリービングケアとアフターケア

自立に向けた支援を日常的に行い、各種助成・基金等の活用支援、関係機関との連携による進路支援等を子どもの将来を思い描きながら実施している。

<課題>

①就学者自立生活援助事業を実施していない。

②施設のアフターケア支援において、子どもからのSOSが重篤化する前に、早く発信してもらう必要がある。

③施設退所者（高校卒業後）の進路は、就職する者が多いため、進学等への説明を充実させ、さまざまな進路があることを認識してもらう必要がある。

④自ら相談等に訪れない退所者への対応

<今後の取組>

①就学者自立生活援助事業の対象者の状況を把握し、実施予定時期や実施メニューを検討する。

②子どもと施設が様々なツール（SNS等）を通じて繋がっていることや、困ったときには助けてもらえる安心感をインケア時に育む。

③選択肢を増やすためにも、就学についての相談支援を手厚く実施する。

④施設職員から定期的な連絡を実施する等、アフターケアの充実を図るため、自立支援専門相談員の配置を検討する。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

<現状>

①子ども相談所の体制（平成31年4月1日現在）

児童福祉司 41人（内スーパーバイザー 6人）

児童心理司 8人

<課題>

①増加する深刻な児童虐待事案に対応するため、子ども相談所の強化等の取組を進める必要がある。

②「児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿った人材確保と人材育成の必要がある。

<今後の取組>

(1) 体制の強化

①令和2～4年度の3年間で、児童福祉司及び児童心理司を100人体制へ拡充する。

・児童福祉司及び児童心理司については、1年度あたり15人程度の増員を行う。

・その他体制の強化

虐待対策課の機能分化による係体制の強化

里親養育支援強化に向けた体制の強化

各区の相談支援体制の強化

(2) 専門性の強化

①人材の育成

・児童福祉司、スーパーバイザーの義務研修の受講

・スキルアップ研修として、さまざまなテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を庁内職員や外部講師を招きながら実施

②関係機関との連携の強化

・子ども相談所と区の役割分担を明確化

・要保護児童対策地域協議会との連携

・警察との連携を強化

11 検討経過

日程	会議名等	検討項目内容
平成30年 12月17日	第1回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画の目的及び懇話会の進め方 ・堺市の社会的養育に関する現状 ・「代替養育を必要とする子ども数」の算出方法
平成31年 3月14日	第2回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援体制の構築 ・一時保護改革に向けた取組 ・児童相談所の強化等に向けた取組
令和元年 5月21日	第3回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・代替養育を必要とする子ども数の見込み ・里親等への委託の推進に向けた取組 ・特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
令和元年 7月31日	第4回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者である子どもの権利擁護の取組 ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ・社会的養護自立支援の推進に向けた取組
令和元年 9月17日	第5回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・代替養育を必要とする子ども数の見込み ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ・一時保護改革に向けた取組
令和元年 10月25日	第6回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（素案）
令和2年 1月～2月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（案）
令和2年 3月	第7回堺市社会的養育推進 計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（案）